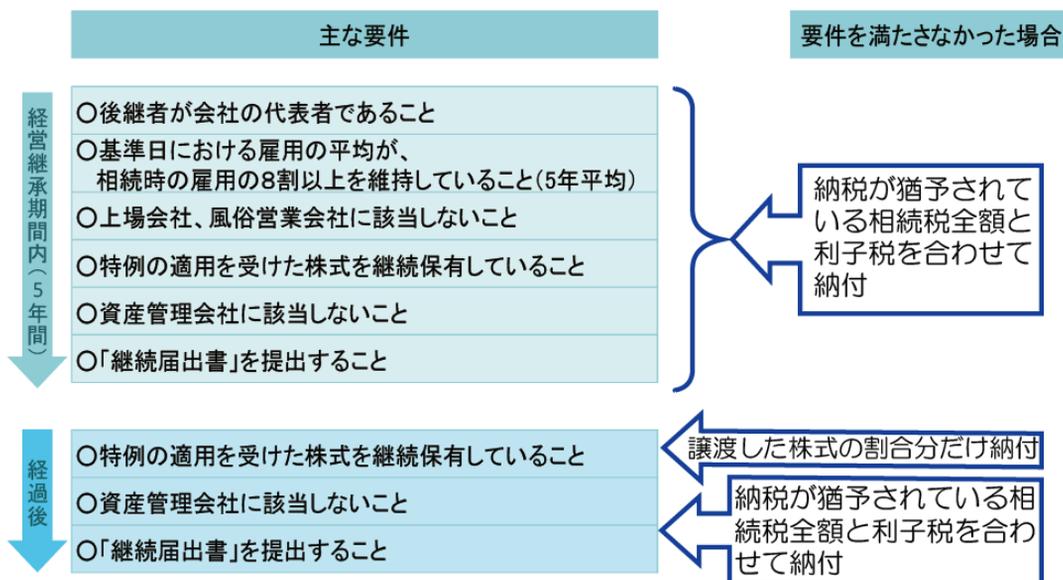


特例を受けるための要件

	要件
会社の主な要件	(1)株式が非上場株式に該当すること (2)中小企業基本法の中小企業であること (3)風俗営業会社でないこと (4)資産管理会社でないこと (5)常時使用する従業員が1人以上(一定の外国会社株式等を保有している場合には5人以上)であること (6)会社の株式等及び特別関係会社のうちこの会社と密接な関係がある一定の会社の株式等が、非上場株式等であること
後継者(受贈者)	(1)会社の代表権を有していること (2)相続開始時に後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること (3)20歳以上であること (4)役員等の就任から3年以上を経過していること (5)1つの会社で特例の適用を受けられるのは1人
先代経営者(贈与者)	(1)会社の代表権を有していたこと (2)贈与時において会社の代表権を有していないこと(「役員」は適用可能) (3)相続開始の直前に後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
担保提供	納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

納税猶予を続けるための要件

●納税猶予を続けるためには次の主な要件を満たすことが必要です。満たせなかった場合には、納税猶予額の全額あるいは一部の納付が必要となります。



●納税することとなった場合、確定事由に該当することとなった日から2か月を経過するまでに納付する必要があります。

先代経営者(贈与者)が死亡した場合

「免除届出書」「免除申請書」を提出することにより納税が猶予されている相続税の全部、または一部が免除されます。

後継者死亡以外に納付が免除される場合

- 後継者(受贈者)が死亡した場合。
- 経営承継機関経過後(5年経過後)に破産手続き開始の決定または、特別清算開始の命令があった場合など。